

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年 3月20日(水) 午後7:00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員

委員	○ 草刈弘幸
	○ 上山光重
	○ 神原秀吾
	○ 萩原眞壽雄
	○ 井上誠
	○ 高木宣美
	○ 小椋義宣
	○ 春名義昭
	○ 春名昌美
	○ 青木英隆
	○ 新田 茂
	○ 野々上良弘

4. 議事日程

審議第1号 新規就農者について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 基盤強化法第19条に係る利用権の設定について

議案第3号 基盤強化法第19条に係る利用権による農地中間管理権の取得について

報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	上山 隆浩
事務員	豊福 靖宏
	藤川 達也

事務局長

それでは、3月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。

会長

それでは皆さまこんばんは。小椋委員さんがおられません、久しぶりにみなさん揃われたので、非常にありがたい事だと思います。これからも、この協力体制をしっかりとやって頂きたいと思います。彼岸も来て春が近づいたなって、ささぶさをこれから春本番にむけて農業に対する皆さんの作業、地域における作業についていろいろと問題もあつたり新

しい事があったりと方向があると思います。そういう事についても耳を傾けていただいて協力して頂きたいと思います。この3月に年度が終わります。合わせて村議会選挙があったりします。そう言う農業も合わせて忙しさがあるとおもいますが、皆さまも体も気を付けて頂きたいと思います。それでは議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

事務局

それでは、事務局から議題に入らせて頂きます。よろしくをお願いします。

事務局

失礼します。1ページは議事日程となります。
資料は2ページ目からご覧下さい。

事務局

審査事項第1号 新規就農者について です。

から本村において耕作を行いたい旨の希望があり、新規に農地に係る権利取得をされる法人に対し、農業委員会において審査をお願いします。

2ページ目から8ページ目が営農計画書の概要版になります。

9ページ目から13ページ目が営農計画書となります。

14ページ目から20ページ目が法人の定款となります。

21ページから29ページが法人の決算書となります。

30ページから31ページが、法人が農地を借りるにあたっての、賃貸借契約書となります。株式会社等の一般法人については、農地の権利を取得する条件として、農地の適正利用が認められない場合に、賃借を解除する旨の条件を書面により締結することが求められ、その条件が記載された当事者間の契約書の写しです。

32ページが、利用権設定に係る確約書となります。法人が農地を借りるにあたっての要件として、地域での役割分担を果たすことが課されており、それを証する書面として委員会に提出されています。

また、議案第2号において、新規就農者の利用権設定を審議頂きますが、まずは新規就農者の農業参入について、委員の皆様にご諮って頂きます。

本人方から詳細をご説明して頂きたいと思いますので、西栗倉村で新規就農を希望されています 氏 氏の入室を許可して頂いてよろしいでしょうか。

皆様の方には営農計画書等をお配りしていますので、ご本人の方から説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

(OK 出る?) どうやって決をとる? 拍手?

事務局

審議ありがとうございました。 氏、 氏にはこれにて退出して頂きます。

新規就農者

みなさん今晚お忙しいところありがとうございます。 と申します。

■■■■をしております。■■■が■■■のとくしなという所で、父親が専業で農業をしております、元の仕事が農業普及員で■■■の方だったり、■■■の防災協会に入ってます、農業の専門化を父親がやってます、それをちよくちよく手伝わせていただいていたんです。自分としては水族館の飼育をしていたので、いろんなつてがあって、今■■■で■■■をさせてもらってます。

よろしくお願ひします。■■■と申します。僕は■■■■で育ちました。田んぼとかはなにもないところなんです、いろんなきっかけで都会から出て、食に係わる仕事がしたいと今は■■■係わらせていただいています。

みなさんもお存じでしょうが、■■■から分社化して■■■が出来ました。そこの中の■■■さんと人■■■だとかしている中で自分達は■■■の部署に二人所属しております。その将来像なんですけれども、日本、世界にも人口が減少してきてましてその中でこの山間部はスピードが速くて農もどんどん荒れて行ってる状態で自分もそういった所が心苦しい所であってその中で■■■が地域経済の中でスモールビジネスの総発！地域の関係人口総発！情報発信地域資源の発信などを皆さまのアイデアを育てているところを考えて居ます。日本全体の耕作の効率化の課題ですので、10年になるか？20年になるか？会社として西栗倉に出来る事はないか？と探っていこうと、具体的は耕作放棄地を利用して付加価値の高い農産物、農産加工物、あるいは体験というものをいかして考えています。で、営農計画なんですけども■■■さんの田んぼを借りて水稻あきたこまちを作りたいと思っています。自分も手伝いでしかしたことがないので、ほぼ始めてなんで、いろんな方にアドバイスを頂きながら、今自分達で機械を持っていないもので、■■■の関係ある方にでもお借りして、やさせてもらいたいと思っています。自分達が後々やっていくつもりなんで、機械の使い方から、草刈、水借り、いろんな事を学びながら米作りをしていきたいと思っています。今後といたしましても自前で機械をもって、遊休地を使ってやっていきたいと思っています。

会長

みなさん方から意見はありますか？

委員

営農契約書があって農家所得、農業収入は・・・・・3億ってのは、■■■からか？

新規就農者

自分達が所属しているのは、■■■なんで、会社の中での収支ということで、会社全体の売上がこれだけありますってことです。

委員

■■■の総額か？

新規就農者

そうです。今の所会社の法人としてやるということなんで。

委員

法人化するにあたっては、■■■は■■■、■■■はどうなん？

新規就農者

■■■■は別です。あくまで■■■■の売上です。分社化した別の会社です。

委員

引谷当たりもなんか、むちゃくちゃされとんじゃけど、キチッと来たことしてもらわんと、ええ話しばっかしして、こっちの話はひとつも聞かんしいうような事が実際引谷地区であるんじゃけど、最初はそうなんかなってホっておいたら、むちゃくちゃにされてしまうたんじゃわ。そういうことが実際あったら、貸し主さんにも、■■■■も迷惑がかかるので、田んぼもするんじゃろうけど。地域も出ごともあるし、なんもかんもきちんとせんと、じゃで、今、田畑になつとる所は出来るかもしれんけど、遊休地だの荒れている所が出来るまでには、もとよりひどくならないように、大きい会社が付いて居るので出来るかもしれないけど、そう言う意識がないと出来ん。■■■■の人達ともやって行かんといけん。

委員

すごい。あまいんじゃけど、後は覚悟しとんじゃろ？持ち出しになるのはあたりまえじゃで。

新規就農者

最初はそのつもりはあります。

委員

最初、相当持ち出しになるで、余裕があるから使用と思つとるんじゃろうけど、覚悟はいるで、ええかっこう言うてあんまりせん人が多いんじゃわ。気丈の空想的な事ばかりで、計算して出すだけなんで、こんなのは1反作ってプラスになるとはおもえんのんじゃは、ハッキリ言って、ほんまにわかっとなかな？？思つて覚悟聞きたいと思ひます。

新規就農者

1反だけでは何も出来ないと僕たちも思つてます。40haぐらいしないと機械も揃えないと、単純にお米を作るだけではあわないと思つてます。今後その田んぼで何をするにしろ、ちゃんとお米を作れる能力は僕たちが磨いていかなくてはいけなくたて、会社にこんな機械を買って下さいって時も、やった事ないのに、2千万投資してくれ。って言つても難しいから、もちろん今の時点で何かを諦めているわけではなく、農業単体でも成り立つ農業をめざしてやっていこうと思つている。

新規就農者

自分も実家の農業での話しで年間収支はこんなもんや。と聞いてまして、実際普通に農業やっても割にあわんな、とは思つてます。ただ今■■■■ってのはスゴイいい人が沢山居て、面白い事を沢山やって、うちの父親と比べてすごい柔軟性があつて、なんで、僕が■■■■って所に居なかつたら、人様の田んぼに手を出してまで使用とは思わなかつたと思ひます。ただ、■■■■だったらいろんな人と新しいことが出来るんじやないのかなと、それを自分の地元に行けるんじやないかなと。そのためには一度田んぼの水稲の基礎を学んでその技術を身につけて、その上でその田んぼでどうやったら、お金が稼げるのか。って言うのを■■■■のメンバーとやっていきたいと、思つてます。なんで、赤がでようがどうしようが、新しい何かを見つけるまでは、やり続け様と思つてます。

委員

その組織の大きいのがついてるので、販売ルートは大丈夫じゃわ。

委員

営農契約書の中に目標がぜんぜん書いてないじゃけど、今単純に将来の目標、面積 40 ha って言われてましたが、西栗倉で何haあるかわかる？

新規就農者

遊休地で 5 ha ぐらいしかないのは聞いてます。40 ha って申し上げたのはホントに気丈の区分で村内であまってないのは聞いています。なのでこの紙にもかかなかったんですよ。40 ha ってなるとそれこそ人様の借り手の話しになるので、そこを折込済みでの僕は覚悟出てます。

委員

それと水稻、西栗倉の場合、他に豆類とかやっておられる方も居るんじゃけど、そういうものはできんと思っておかないといけん。水稻以外は、それで自分達の給料出して生活していこうと思ったら、よほどの覚悟がなかったら雪の関係からみたら大変じゃけん。ようしとるでな。あなた方が言われよった 3 年前に目標 300 万言われよったけど、ぜんぜん収入が上がって無いと思うは、そう言う状態の人もおられるし、まー誰かってことはすぐわかると思うは、なかなか、こっちのいう事を聞いてもらえん。参考にしてもらえない状態です。自分マイウェイじゃ。そう言うやり方でしよったら地域の人からもみはなされるし、付き合いができません。おれらも助言が出来ん用になるけん。その辺を気を付けてやって欲しいです。覚悟をもってやらなんだら、生活は難しい。

委員

もう一つこの中には認定農業者さんがおられるんよ。その利用権設定されて沢山されよんじゃけど、■■■■の圧力で利用権設定されとる家に行って、うちなら借り賃なんぼ出してって事になって、奪い合いならんように面積 40 ha いうたら、今かりとる人が無償で貸したりしとる人も居るけん、そんなところに行ってうちは反なんぼだすけん。その当たりを無謀な奪い合いだけはやめてな。それだけじゃ。

新規就農者

そのばいの話で、水路のこと、無農薬有機栽培でとか考えたんですが、そういうのは無しで、その地位、団地のやり方を講習してやっていくのが筋かと思ってます。

委員

それでええと思うで。

委員

ホントは企業としては赤の物は切りたいわけじゃろ。企業としたら、それなのにあえて踏み込むきっかけはなんじゃ？

新規就農者

きっかけはいろいろあるんですが、ここでいろいろ学んで父親に武士道をいかせたいと思ってます。で、もう一つは、自分達でウナギをしてるんですけど、その■■■■につけるご飯ってのを作れて無いって、自分達で作りたいと思ったのもです。あとは僕も■■■■もな

んですが、食に対するスタッフが多くて、農に興味はあるけどやったことがないスタッフが多いので、社長からは収支計算でいったら赤なんですけど、会社全体に当たる影響がプラスになるのではないかと。といわれて居ます。

委員

処理が書いてないんじゃないけど、いろんな物やっついこうということじゃろ？統括していこうって事じゃろ？

新規就農者

それもアイデアの1つです。

委員

そうせんと、やってはいけん。販売力をつけるとか、営農やっている人でもほとんどは委託作業があって、お米と両方でやってどうにかやってるので、これにはそういう風なものが全く見えないんじゃない。

新規就農者

1つはさっき言った様に■■■■とセットで売る。つまり同じ水で源流域で育てたお米と■■■■ってのは凄く都会からすると魅力的で、そういう提案はできるかな。と、もちろん他にも体験ツアーとか出来ると思います。私に関してはお米をちゃんと作るって事にフォーカスしたいと思ってます。そうやってやったからこそアイデアも出て来るとおもいます。

委員

細かい事ですけど、営農計画書で農業収入が14万円上がってますが、これは水稲が13万円その他農業収入1万728円??これで14万ってこと?これはなに??

新規就農者

直接支払制度。

新規就農者

中山間の直接支払制度が入ってます。

委員

支出の方見たら、作業の委託料とか賃貸料とかで、苗代じゃわな。肥料代や農薬関係が一切入って無いんじゃないけど、肥料も何も入れずにされるってこと?

新規就農者

そうです。特に最初の1年は肥料を入れずに、肥料を入れると倒木するから肥料を入れない方がいいよ。と聞いてます。その後なんですけど、肥料をいろいろあると思うんですが、自分達でいろんな物を調達したいな。と思ってまして、■■■■ところから出るみずだったり、排出物だったり、そういったものを使っていけたら面白いかなと思ってます。

委員

1反ちょっとぐらいだと出るの?

委員

■■■■だとハウス作って、野菜作ってなんかされよるわな。

新規就農者

肥料は一切使ってなく、■■■■の水だけでやってるんですけども、肥料成分が良すぎて、トマトがつるごけしたりとかなってます。そういうのをつかってみようと思います。

委員

ようは■■■■だろ？

新規就農者

■■■■は使ってないです。うちは使ってないです。■■■■の営業に一度きたのですが、あまりにもあやしくて、おれは嫌だといいました。

委員

それは将来そうして、最初は肥料は何kg何袋って計算せんかったら、それこそ無謀だと思うで。

委員

所得計画みたら、苗は買うけど、肥料は一切使わんいうことで、差し引いたら 27000 円の所得があがりますよって、で、何にも入れなくてもほしい 9 表はとれる計算なんじゃ。13 万いうたら、18 袋とらんといけんのじゃ。このえいかげんな事出して来て、ほん付けたらええがな。じゃなくて、実際の出したもらわんと、信用性がなくならんかかって思って。■■■■の上の人にはこれでいいのかもしれないけど、実際にこれから増やしていこうかなっておもっとるんだったら、新規就農で認定してくれい。ってでとるわけじゃけん。えいかげんって言ったらいけんけど、27000 円もうかります。9 表取れます。ってのはおかしい。ちょっと信用性がないなと思って。

委員

たかだか、家庭菜園で上手に誰でも出来る訳じゃないと思うんじゃ。やっぱそれと同じで自分が経営してみて、もう少し気密な計画書やもう少しちゃんとしたやつをする人もおるんです。地域の連携もとれるし、自分達だけで、なら、これだけの文章がかけると思うんじゃ。そうでなしに■■■■さんがやってる事だけじゃ無しに、地域のひとがやっている事も影響をもって計画をたてた方がもっと親密な計画が立てれるんじゃないかな。

委員

ちょっとピンとこんのが、あんたらみたいな若い人が百姓するんなら、もっと発送の違う形にやりたい。って言うならわかるけど、ただ 1 反作ってみて、最終的には 40 町ってそんな考えじゃ。我々農家をリードしてくれるような、考えが欲しいわけよ。考えを持ってないのかな？って思って。ちょっとピントこんのよ。ただ田んぼ行って作って売ったら、マイナスじゃわ。1 表が 3 万円ぐらい売れるようなのをめざしとるんなら、我々もそういうピント来るような作り方が無いんじゃな一

委員

農業法人でやっておられる方は、1つの基盤があってそれを大きくしてあるのであって、やってきているひとなんです。全然農業をしたことが無い人が法人を即作ってやっても、こっちに伝わって来ないのが現実だと思います。

委員

バック大きいんじゃないもん。

委員

若い人らが我々と違うノウハウもったんだったら、我々と違う作り方して付加価値のある米作りして、1表3万円になるような事をめざしてやる。言うなら、ピンと来るけど、どうもこんわな。

事務局

お話し中すみません。13万円の積算なんですけど、■■■■さんの方から2反面積の聴衆いたしまして、それに平成31年産の地域の合理的な単収統計値1反あたり480kgの計算をしたものを、で、昨年のJAさんからのデータをもとに参入したものが133000円としたものをだしています。

委員

これ役場が出したん？

事務局

いえ、情報として、そういった整理をしている。

事務局

支出部分根拠の説明になりますが。

委員

除草剤も入れん、防除もせん。

委員

機械も無しで、苗も作ってもらって、田んぼもすいてもらって、植えてもらって全部してもらうんじゃない？

新規就農者

最初はですね。

委員

いや、最初はそれでええんで。ただ、めざしとところがピンとこんのじゃ。

新規就農者

個人的には水田に水稻だけじゃないと思っていて、長野県とかの水田に魚をはなして、魚とお米と収入源にするってこととか考えてます。実際自分達が■■■■に係わってまして、東京のしみせにも川魚の良いのがあったら教えて欲しいっていわれているので、米だけでなく、それ以外の物も使って1反あたりの中での収入にあげようかと、計画はしています。

委員

あんたらだけじゃ無理って事じゃ。バックがついてないと。

委員

トラクターしてもらって、しろかきして、苗買って。植えてもらって、コンバインしてもらって、6.7万じゃきかんど。

委員

糶すり乾燥いうたら

委員

8万はいるど、しりあいでなんぼ安くしてもらっても、実際とうすひいて8万じゃな。

委員

■■■■のバックがちゃんと理解してくれとるかな？

委員

ちょっと、この方たちがするってことじゃなくて、■■■■の人がするって事を理解して頂かないと、事業部の方がするってことで、この方達がするのかわかりませんが、バックに■■■■がおるとかじゃなくて、■■■■がするってことを理解してもらいたい。

委員

事業なんじゃろうけど、実際、それぐらいはかかるで、いうことで。

委員

■■■■は何をめざしとん??米作りに。

委員

ブランド米でも売ろうとしとんじゃない。

委員

そのへんがハッキリせんぞな。

委員

会社はなんでもうけとん?営業利益マイナスじゃけど、営業外収益って何じゃ?

新規就農者

未来基金って国基金です。

委員

補助もらっとるってことか。

新規就農者

そうです。

委員

本業でした方がええんじゃない。

委員

基本的に損得を■■■■■がとるんじゃったら、地域の人を邪魔にならないようにしてくれとか、今かりとるところをどうにか・・・

委員

最終的には自分らができんようになってんなら、最終的には、■■■■■が全部取ってしまう。って事になるかもしれんな。

委員

そうじゃ。

委員

というんが良い話しきかんのよ。■■■■■。法人でしよる所は、僕もおったんじゃけど、水の管理が悪って他に見に行ってもあるんじゃ。もう一人で受ける限界はこの辺の人はみんなしっとんじゃ。で、なんであえてするんかな。■■■■■さんが言う情熱的なものが感じられん。決算によりゃー営業利益がでてないってことじゃろ。

委員

実際に僕らが思うには、西栗倉が最終的に後継者がおらんようになったら、田んぼを全部やってやるって方向性があつたら、僕らも受けるところがあるんだと思うんじゃけど、逆に■■■■■さんに頭を下げてしてくれい。って行くかもしれんし、じゃけど、今の状態だとそう言うようなのも感じられんから、拡大して行くときに難しい。これだけで終わってしまうようなことじゃつたら、さみしいなー

委員

じゃでな一話しの仕方が、前の子もそなんじゃつたけど、専門大学でしてきました、なんだからんだら、そうじゃない。■■■■■で事業使用と思うのでためしにしてみようかと、農業の経験もあるしで、いきゃーええんじゃけど、最初っから計画的にはとか、最終40町だとか、最終的には買い占めると思う。じゃけど、やってみようと思うんじゃーの感じの方がええような気がして。

新規就農者

すみません、40町と取り上げてますが、数を言うことが無責任だと認識で、数字も会社じゃなくて僕個人的なイメージでしたので、そこが誤解なので訂正いたします。すみません。

委員

やっぱり地域の人と仲良くするのが1番じゃ。引谷と中土居とまた違うし。

委員

水利の問題もあるし。

委員

この中間管理機構の置いてあるのは、この話しのかな？思ってみたんじゃけど。

委員

別件じゃ。

委員

ひどい所は誰も手を出さんもん、そういう所をしてくれたらなあ。

委員

中間管理機構に預けとる所は西栗倉にでもあるわな。でも借りてが無いって事はな、なっておくれたらかまわん。

新規就農者

そういう所も流れになってあるんじゃないかな??ってのも思ってます。

委員

ちょっとタイミングが悪かったわ。前回のもんが悪かったけん。

事務局

ちょっとお願いしたいのは、確かに前回の方の話してのもあるんですが、前回の方がこうだから、こうだったって事にはならないので、そこはお願いしたいと思います。

委員

一応そういうのを言っておかないと。

事務局

言って頂くのはかまいません。こういう事例であったよって、ぐらいで。

委員

関係者の人おるけん。

委員

そういう話しは出てくるけんな。

事務局

ちょっと時間もありますので、

会長

あのバラバラになったので、話しを中断していただいて、兩人さんに出ていただいて、また、委員の方で話しをお願いしたいと思います。

新規就農者

失礼します。お疲れ様でした。

会長

それでは、審議の方をよろしく申し上げます。

委員

■■■■■を信用せん訳じゃないんじゃけど、保健福祉にも首を突っ込み、今度は百姓にも首を突っ込み。何にも観にも西栗倉に首を突っ込んで来る状態で、それがええ具合に行

けばええんじゃけど、なんか知らんけど、なにもかにもってなってきたら。

委員

そこまでしてもいいのかって話しじゃわな。

委員

えんじゃないん。協力しよんじゃけん。

委員

これ、新規就農者認定ででしたら、機械とかいろんな補助がでるわけ??

事務局

今回は認定ではないです。あらたに農地の申請に対する委員会の審査になりますので。

委員

まだ、自分の農地にはならんのんじゃけん。

事務局

利用権設定の話です。

事務局

法人団体ってことで解約事項、解約も出来る上での契約になります。先ほど農地も荒地地になった場合は、解約事項になりますので、解約出来ます。法人団体にはそういう契約書がありますので、

委員

今後方向性としては悪いことじゃないんですが、前回の話して事になりますが、方向づけがハッキリせんと、将来的な事を考えるとそういう事もせんとな。

委員

他のひとが管理しよるけんって、余計にぐちゃぐちゃになったんじゃけどな、 も話ししよったけどな。

事務局

西栗倉が農業組織が出来んから、そういう方向で、 かんでそういう方向に進めとるんか。って思ってみたり、将来的に誰も後継者が無くなって出来ない、営農組合作ってもなかなか出来ない。だから のような所にしてもらってって感じが受ける

委員

今の風景の中で誰が1番上になるんかな?っていったら になるかもしれん。

事務局

それも考える

委員

それで西栗倉が発展するんであれば、それも考え

委員

それが、いつまでも補助金がおそらく補助金たぐいになると思うんじゃ。

委員

改正じゃな。

委員

いつまでもつかって事が心配じゃ。

委員

親方の方が何とかって資金を営業外利益で儲けよるわけじゃろ、それが向こうは決まっておる訳じゃで、いつまでも有るわけじゃないと思うわ！知らんけど。

委員

知らんけど、新しいのがあるかもしれんし会社の名前変えたり。

委員

じゃけど、いつまでも通用するとはおもえんのんじゃ。辞めたっていったら、終わりじゃで。

委員

西栗倉かな

委員

若いもんがよーけおるんじゃけん

事務局

先ほども言いましたが、約状況の話しで、潰れる潰れんの話しじゃないんで、論的言う

委員

こういう形でやって行く新しい形なんです、

委員

法人として？

事務局

法人にする。

委員

農業が法人するんじゃないんじゃろ？XXXXXXXXXXの中の一部分がするんじゃろ？

事務局

そうです。会社組織としてするだけです。

委員

農業法人になるわけ？

委員

会社なので農地が持てないってことで、農地的確法人という法人形態が変わってくる。

事務局

農地的確法人であれば、農地を取得することが出来るんです。通常の株式会社ですと農地をかりる事しか出来ません。

委員

イオンなんかは中間管理機構使って農地を増やしていきよるがな。ういう事と同じかな。

委員

想定外の事を考えるってことじゃろ？

事務局

自分の地域は自分で守って下さい。

委員

とりあえず、1反なんでやってみてもらって、ええ方向になったらええがな。

事務局

農業委員会に1年に1回は報告する事になってますので、また報告いたします。

会長

そういうことで、この案件については、よろしくをお願いします。

事務局

続きまして、議案第1号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請承認についてです。

譲渡人 兵庫県姫路市勝原

譲受人 西粟倉村大字

番地

土地の所在地は 大字 登記地目 畑 面積 m^2

34ページから35ページが申請書になります。無償贈与となります。

34ページの「5番」から譲受人の耕作状況となります。

農地までの距離は10kmで、所用時間は20分です。

農作業に従事する者は2人です。

36ページ、37ページは行政書士への委任状となります。

38ページは譲渡人の「住所が確認できる書類（住民票）」となります。

39ページが登記記録となります。

40、41ページが申請地の位置図です。

42、43ページが地籍図です。

なお、補足説明させていただきます。

今回、耕作については、■■■■にお住まいの■■■■さんとなりますが、■■■■さんご兄弟の關係にあり、実態の耕作としてはご近所■■■■■■■■■■さんが耕作・保全管理を行うと伺っております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

会長

これ■■■■さんが、■■■■の出と言う事で、

委員

これ■■■■さんから聞いてます。私がせないけんようになったんじゃ。聞きました。よろしく申し上げます。

事務局

議案第2号

基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。

44ページをご覧ください。

利用権の設定をうける者 西栗倉村■■■■番地 ■■■■ 氏

利用権の設定をする者 西栗倉村■■■■番地 ■■■■ 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾 ■■■■ 現況地目 田 面積 ■■■■^{m²}

■■■■ 現況地目 田 面積 ■■■■^{m²}

作付けの内容は水稻です。

契約期間は、平成31年3月31日～平成34年3月31日までの3年間です。

借賃は無償、使用貸借権の設定になります。

45ページが利用権の申請書です。利用権の再設定となります。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

46ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

会長

これにつきまして萩原さん

委員

この月で期限がきれますので、再設定です。場所は■■■■君の家の下とナカバヤシの上になります。この2枚です。よろしくおねがいます。

事務局

続いて、

基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。
47ページをご覧ください。

利用権の設定をうける者 西栗倉村 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする者 西栗倉村 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾 [REDACTED] 現況地目 田 面積 [REDACTED] m²

作付けの内容は水稻です。

契約期間は、平成31年3月21日～平成34年2月28日までの3年間です。

借賃は1筆あたり10,000円、賃貸借権での設定になります。

47ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

48ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

委員

先に審議頂きました、新規就農者に係る利用権の設定です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員

[REDACTED]君が5.6年休んどるってことで、そこを作ってくれるってことで、一応トラクターではすいたりして、田んぼにはなるらいいけど、

委員

田んぼで木を燃やしたりしよらんかったか？

委員

あれは、もう一つ下のじゃな。

委員

ええんじゃろーな。

会長

先ほどの話しですが！皆さまからの意見は??

委員

雇用労働力450というのは?? [REDACTED]はそうかもしれんけど、姓にしたら450日ってごっついこっちゃ。

事務局

150日の3って事で！

委員

3人の150日で450な3人分。

委員

よう書いておいて。

会長

先ほどの話しですが、果してみやってみて、のつど意見があればよろしくお願ひします。意見を聞いてくれると思ひますのでよろしくお願ひします。

事務局

議案第3号

基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る農地中間管理権の設定についてです。49ページからご覧下さい。

利用権の設定をうける者 岡山市中区古[]号

公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団 [] 氏

利用権の設定をする者 鳥取県八頭郡智頭町[]番地 [] 氏

50ページが農地中間管理権の取得に係る利用権設定の公告（案）です。

通常、利用権設定においては、借り手と貸し手の当事者間で行うものですが、本件については、農地中間管理機構が借り手となり、機構に登録された第3者（新規就農者や担い手の方々）と農地のマッチングを行い、農地の集積・集約化を図るものです。

本質的には利用権と同義になりますが、農地中間管理事業法に定義される「農地中間管理権」として取り扱われます。

借り手の「岡山県農林水産業担い手財団」についてですが、岡山県が指定する農地中間管理事業を行う組織です。農地中間管理権を取得した機構（財団）がマッチングを行い、担い手へ農地を貸し出す格好となります。

当該農地の貸し出しについてですが、既にマッチングについては完了しており、大茅地区の[]さんが水稲の作付けを行うこととされていますので、合わせてご報告します。（委員会の審議事項ではない）

また補足ですが、本件農地以外の農地については、貸し手の[]および及びそのご家族がたで水稲を作付けされることと伺っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

会長

一応中間管理機構を使って[]さんが管理するって形になりました。そういった流れといいますか！今まで中間管理機構の話は出てなかったですけど！こういうのを使ってこういうこともあるんだなと思ひました。管理をしていただくのは、地元の[]さんということで、よろしくお願ひします。問題ないと思ひますが、何かありますか？

委員

いらんことじゃけど、前の持ち主が■■■■の方じゃろ？

委員

嫁に行つて■■■■になつたんじゃ。

委員

相続しとつた息子さんが亡くなつてさうなつたんじゃ。

委員

それで相続の関係でさうなつたんじゃ。

委員

50ページが■■■■が共同の権利者になつとんじゃけど。

委員

相続によつて■■■■さんと■■■■さんになつてますので、手続き上はお二人の印鑑がいる形になつてます。

会長

さういふことで、管理してくれるということですよ。

委員

使用は0いふことじゃな

事務局

■■■■さんと■■■■さんとの話では、物納という形になつていますが、せつかつくのをいへば、賃貸借は金銭のやちとりになりますので、納となりますと、権利的には使用貸借権になります。

委員

無償という形になるんじゃな。

委員

中間管理機構が手数料を取るとはないんじゃな。

事務局

手数料はないですよ。

委員

無いし、の相場は■■■■円じゃわ。

委員

中間管理機構と■■■■さんが契約するって事じゃな。

委員

さうさうさう。

させられたんじゃないけど西粟倉では考えられんんじゃないけど、美作市では利用権設定を解除させられたんじゃない。1年間はその本人が作らんと、相続ができんって言われて、そういうのがありました。美作市の職員さんはそういうこと言われたんかな。生前贈与でおばあさんの田んぼを息子さんにしたいけど、僕が田んぼつくりよるからダメだと。

委員

小作しよるけん、たのんどんじゃないで、若いもんにしてもあかんで。と、どっちみちまかすんじゃないろうで。

事務局

可能性としまして、贈与税をかからないようにもっていかれたのかもわかりません。

事務局

じゃで、1年だけは解約させてくれい。1年はしたいんじゃないといわれました。

委員

農地法より税対策の可能性が高い。

委員

うちらでは利用権設定で解除なんて考えられなんだけん、ええええって。

委員

1年だけか？

委員

1年だけは作ってください。言うて本人に作れ、と。

事務局

ちょっと美作市の農業委員会に人に話を聞いてみます。

会長

次回の農業委員会で、

委員

農業委員会の人じゃないかもしれんで、担当者かもしれんで。

委員

ここだけの話なんですけど、税対策をするのに、本人が作って無いといけないってことは・・・。

委員

ないんじゃないな。

委員

贈与税の減免対策があるのかなー？農地法の問題より。

委員

1年間返したとして、実際作れんけんお願いしとんのに、1年間どうするん？

委員

実際は行ってするんじゃけど、書類上。

委員

あーあーあーそういうことか。

委員

あの一利用権を解除せい、といわれて。

委員

契約しとるのが本人だから一回ゼロにせい。ということじゃな。

委員

そうそう。

委員

それだけです。

委員

利用権設定せずに作っておけばええがん。

委員

そりゃーいけん。

委員

■■■■の話じゃけど、買ういういたらいけんのか？

事務局

農地の取得はできません。

事務局

借りる事はできます。

委員

できるんじゃな、借りるって機械がなくてもできるんじゃな。

委員

自分がしたって一緒じゃ。

委員

例えば■■■■さんで言うと、■■■■さんが機械をもってっるか？って言うと、業務委託で受けるような形です。

委員

■■■■に貸して、自分が作ったってかまへん。■■■■がしたことになる。

委員

そうなるんかもしれんけど。ええんじゃな。

委員

■■■■の話は1時間や2時間じゃ終わらん。

会長

他になにかありませんか??無いようでしたら!萩原さんに締めてもらいましょう。

会長代理

それでは、お疲れのところご苦労さまでした。今日は熱心に協議いたしまして、時間がかかりました。今年は3月が非常に天気が悪くて、作業が大変困っておられると思います。この月の終わりにも種まきが始まったり、耕運が始まったりと、忙しくなります。ま一選挙があつたりと4月は忙しいでしょうが、事故の内容に作業してもらいたいと思います。それではご苦労様でした。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員
